

ごみ処理の広域化の取組み状況について

環境課 内線551

平成9年度に県が策定した「ごみ処理広域化計画」によりごみ処理の広域化を実現するため、湯河原町、小田原市、箱根町、真鶴町の1市3町では、平成15年度から検討を続けています。

昨年度には、「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」を設立し、将来のごみ処理や循環型社会への理想的なシステムを提案するための基本的な計画書、「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化実施計画」の策定に向けて取り組んでいます。

しかし、1市3町では、ごみの分別方法や資源化

の品目、ごみ処理手数料や指定袋制度の有無など多くの違いがあります。そこで、資源化などが最も進んでいる小田原市の基準に合わせる方向で、リサイクル率の向上やごみの減量、環境負荷の低減など、様々な観点から検討を進めていますが、この広域化は、住民や事業者の皆さんのご理解とご協力がなくてはできません。

実施計画の素案ができましたら皆さんのご意見を聞きながら、最終的な計画を平成20年度以降に県に提出できるよう検討を続けていきます。

東北センターに直接搬入する廃棄物の一部有料化のおしらせ

湯河原町真鶴町衛生組合 ☎63-3472

湯河原町真鶴町衛生組合廃棄物処理手数料条例が改正され平成20年4月1日から施行されます。

【有料となる廃棄物】1回の搬入量が100kgを超えるもので次に掲げる廃棄物

- ・剪定枝 直径5cm以上又は長さ50cm以上のもの
- ・竹 直径5cm以上又は長さ50cm以上のもの
- ・合板
- ・畳 10枚を超える場合は事前に連絡してください。
- ・布団
- ・建具類 戸板 ふすま 障子 じゅうたん
- ・木くず

【手数料】手数料は、1kgにつき12円

【納付方法】

手数料は搬入後、窓口で1回ごとの納付となります、次の方法でも納付することができます。

●事前納付

事前に搬入予定数量に見合った金額を納付し、搬入終了時に清算します。

●事後納付

湯河原町又は真鶴町に住所を有する個人又は法人で、組合にあらかじめ登録をされた方は、搬入終了時に納付書をお渡ししますので、指定の期日までに納付してください。

【手数料の減額・免除】

減額又は免除となるものは、次のとおりです。

●火災、風水害、地震によるもの

これらの場合は手数料が免除になりますので、消防署の罹災証明を添付して減免申請書を提出してください。

●湯河原町及び真鶴町が発注した公共工事

これらの工事は、手数料が減額になりますので、工事請負契約書（写し）又は発注証明書（写し）を添付して減免申請書を提出してください。

